

確定申告は3密回避のためe-Taxご利用を！

3密回避！

確定申告は パソコン・スマホで自宅から

新型コロナウイルス感染予防対策にご協力をお願いします。

まずは、「国税庁ホームページ」にアクセスし、申告書作成！

確定申告



パソコン、スマートフォン
などから画面の案内に従って
金額などを入力するだけで、
申告書が作成できます！

スマートフォンはこちらから→

※注意点

事業所得のある人、株や投信・FXの損益などある人は、**スマホ専用画面での申告書作成はできません。**
ただし、パソコン画面に遷移しますので、**パソコン画面で申告書を作成することはできます。**

★自宅からの送信方法は2通り！

＜提出方法①：マイナンバー方式＞

マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマホをお持ちの方は便利！！

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



取得方法は裏面
を見てね！



② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



又は



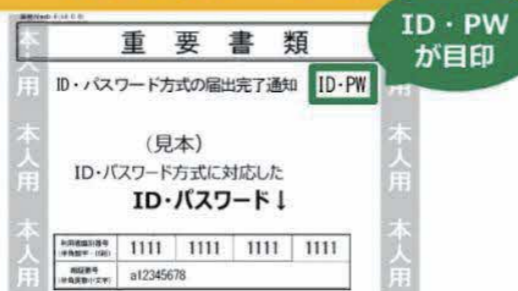
ICカードリーダライタとして代用できる端末は一部Android端末のみ
対応端末の一覧はこちらから！



＜提出方法②：ID・パスワード方式＞

税務署でID・パスワードを受け取り、申告に使う方法。申告の際もID・パスワードを入力するだけなので簡単！！

IDとパスワードで送信



- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
- ・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

町県民税申告書等の提出時の番号法に基づく本人確認について

申告書等に個人番号(マイナンバー)の記載と本人確認が必要です。以下の本人確認書類などを必ずお持ちください。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

本人が申告書等を提出する場合

① **本人の個人番号確認: 次のいずれか1点** 個人番号カード、個人番号記載の住民票の写し

② **本人確認: 次のいずれかで、顔写真のないものは2点以上**

※いずれも氏名/生年月日又は氏名/住所が記載された本人のものであること。

個人番号カード、運転免許証、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、社員証、資格証明書(税理士証票など)、官公署(勤務先など)発行書類(例: 税や社会保険料・公共料金の領収書、各種税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳、給与所得の特別徴収税額通知書、納税通知書、源泉徴収票)

代理人が申告書等を提出する場合

※「代理人」には、親族を含みます。

① **本人の個人番号確認: 次のいずれか1点**

個人番号カード、個人番号記載の住民票の写し

③ **代理権の確認: 次のいずれか1点**

- ・委任状又は税務代理権限証明書の原本
- ・本人しか持ち得ない書類(個人番号カード、通知カード、運転免許証など本人に対し1回限り発行されるような書類)の写し

② **代理人の本人確認**

「本人が申告書等を提出する場合」の「②本人確認」と同様

申告会場に来場する人へ

＜お願い＞ 来場時は次の点について、ご理解とご協力をお願いします。

- ・発熱等の症状がある人や体調のすぐれない場合は、後日あらためて来場ください。
- ・検温、マスクの着用、アルコール消毒液で消毒をお願いします。

申告会場では、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染防止策として、従事する職員はマスクの着用、うがい、手洗い、手指の消毒を徹底することとしています。

なお、事業所得および医療費控除について **あらかじめ整理されていない場合は、申告相談をお受けすることができません。**

事業所得

収入金額や必要経費等について整理し、収支内訳書等をお持ちください。

医療費控除

人ごと・医療機関ごとの金額を整理し、記載した医療費控除の明細書をお持ちください。

※ 3密を避けるため確定申告は、パソコン・スマホでの作成をお勧めします。